

令和7年12月25日より

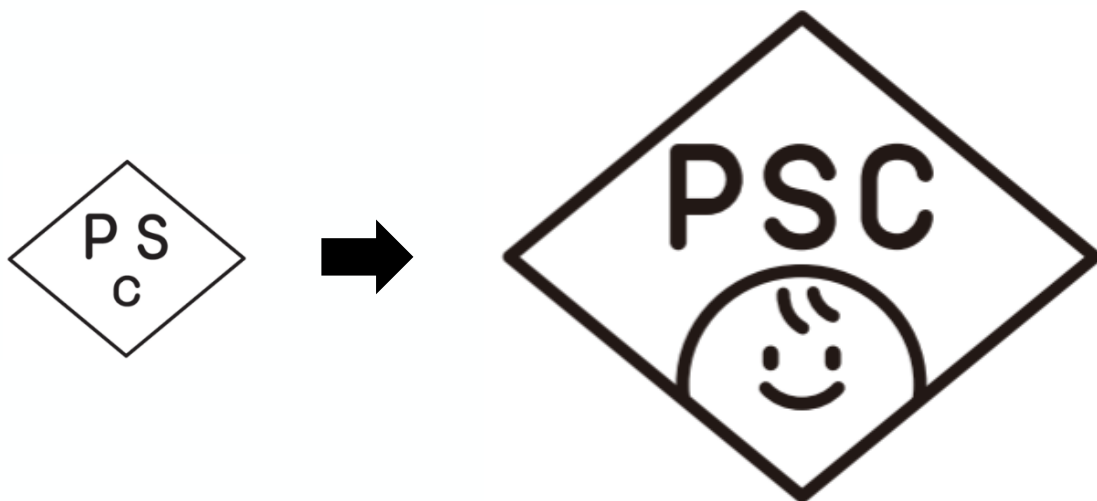
乳幼児用ベッドが子供用特定製品になります

- ✓ 既に乳幼児用ベッドの製造又は輸入の事業届出をされている方は、これに伴って届出を出し直す必要はありません（変更届出、廃止届出等のやり方にも変更はありません）
- ✓ 登録検査機関での検査は引き続き必要です
- ✓ 技術基準の内容、必要な表示内容には基本的に変更はありません



子供PSCマークへの貼り替えが必要です

旧マーク製品（子供PSCマークなし製品）は令和9年3月25日以降販売できません（令和7年12月25日の施行日以降、1年3か月間は経過措置期間となります）



届出・申請の提出先、お問い合わせ窓口は、
届出事業者の所在地等を管轄する各経済産業局、又は、
経済産業省（本省）製品安全課※になります。

※次の場合には本省製品安全課になります。

1. 同一の届出区分に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合
2. 同一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合
3. 略称表示承認申請書、又は登録商標表示届出書、特定製品例外承認申請書を提出する場合